

「ワシントン条約に基づく輸入許可書の申請手続等について」等の一部改正案等（ヨーロッパウナギの取扱い変更に伴う改正等）に対する意見募集について

令和 8 年 8 月 1 0 日
経 済 産 業 省
貿易経済安全保障局
貿易管理部貿易管理課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

外国為替及び外国貿易法（昭和 2 4 年法律第 2 2 8 号。以下「外為法」という。）においては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）を履行するため、ワシントン条約で規制されている野生動植物等の輸出入管理を行っています。

昨年（令和 7 年（2 0 2 5 年））1 1 ～1 2 月に開催されたワシントン条約第 2 0 回締約国会議（C O P 2 0）における議論及び輸入承認申請等の実態を踏まえ、輸入管理に必要な手続きを定めるために関連する規程の整備を行う他、輸入承認の有効期間に関連する規程において対象となる手続きを明確にすることにより申請者の利便性向上を図るため、以下の関連の規程の整備を行います。

（1）「ランチング」の定義に合致するヨーロッパウナギの取扱い変更に伴う改正

C O P 2 0 の「ウナギ属の取引、保全及び管理に関する決議」では、附属書Ⅱに掲載のヨーロッパウナギについて、「ランチング」の定義に合致することを示す十分な科学的根拠がない限り、出所の区分が「ランチング」の輸出、再輸出又は輸入を承認しないよう勧告され、我が国として出所の区分が「ランチング」であるヨーロッパウナギの輸入の際には十分な審査が必要となったことから、当該種の輸入については、経済産業大臣の事前の確認の対象とするための輸入公表の改正を行ったところ（令和 8 年 6 月 2 6 日公布・施行）。上記決議等の内容を規定として明確化するため、所要の改正を行う。

（2）ワシントン条約に基づく輸入許可書の申請手続の実態に即した改正

ワシントン条約に基づく輸入許可書の申請手続等については、ワシントン条約附属書掲載種の学術名をラテン語で表記することとなっており、また「CITES 年次報告書の作成及び提出に係るガイドライン」（ワシントン条約事務局作成）では、個々の附属書掲載種に応じて使用すべき取引品目コードや単位を推奨しているところ、関連する外為法関係規程類において明記されていない。更に、ワシントン条約に基づく輸入許可申請書を受理後、輸入許可の事務処理は、輸入承認証の発給と当時に行われているところ、審査手続きの明確化を図るため、これらについて実態に即した内容を記載する改正を行う。

(3) 輸入承認の有効期間及びその延長等の対象となる手続の明確化

輸入承認の「特別有効期間の設定」及び「有効期間の延長」の手続きに係る審査基準のうち、対象となる手続きを明記する改正を行い、申請者の利便性向上を図る。また、「有効期間の延長」の延長期間については、法令等の定めに基づいたものとするため、貨物の実態等を考慮した延長期間とする改正を行う。

(4) (お知らせ) 条約附属書 I に掲げる種の輸入許可書の申請手続等について (制定)

平成21年5月21日付けお知らせ「輸入貿易管理令に基づく承認を要しないワシントン条約附属書 I に掲げる種に属する動植物等に係る輸入許可書の申請手続等について」は、条約附属書 I に掲げる種に属する動植物等に係る手続き等を規定しているところ、対象となる手続きの範囲を明確にするため、現規程を廃止し、規程名に附属書 I を明記し、かつ上記(1)及び(2)の改正内容を反映した規程を新たに制定する。

つきましては、国民の皆様から広く御意見をいただきたく、以下の要領で本改正について、意見（パブリック・コメント）の募集をいたします。

2. 意見募集対象

「ワシントン条約に基づく輸入許可書の申請手続等について」等の一部改正案等（ヨーロッパウナギの取扱い変更に伴う改正等）

※上記に係る個別の改正案は以下のとおり。

- (1) 「ワシントン条約に基づく輸入許可書の申請手続等について」（平成11年2月1日付け輸入注意事項11第1号）の一部改正案
- (2) 「輸入公表三の7に基づく貨物（ワシントン条約に係る特定の原産国等）の輸入に関する確認について」（平成15年10月17日付け輸入注意事項15第42号）の一部改正案
- (3) 「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第4号）の一部改正案
- (4) 「輸入承認の有効期間及びその延長等の手続について」（平成10年5月15日付け輸入注意事項10第49号）の一部改正案
- (5) 「お知らせ 輸入貿易管理令に基づく承認を要しないワシントン条約附属書 I に掲げる種に属する動植物等に係る輸入許可書の申請手続等について」の制定案

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
- (2) 窓口での配布

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課（東京都千代田区霞が関 経済産業省本館13階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和8年8月10日（月）～令和8年9月10日（木） 必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の御意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を日本語で御記入の上、以下のいずれかの方法で送付してください。なお、お電話での御意見の受付は対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

○電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

○電子メール

提出先メールアドレス： **bzl-pb_boueki4@meti.go.jp**

メールの件名を「「ワシントン条約に基づく輸入許可書の申請手続等について」等の一部改正案等（ヨーロッパウナギの取扱い変更に伴う改正等）に対する意見」としてください。

○郵送・宛先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課 パブリックコメント担当
宛て

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別する記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

(別紙)

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課 パブリックコメント担当宛て

「ワシントン条約に基づく輸入許可書の申請手続等について」等の一部改正案等（ヨーロッパウナギの取扱い変更に伴う改正等）に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） ・ 意見内容 ・ 理由	